

「産業交流プラザ条例」別表新旧対照表

産業交流プラザ条例 別表(第11条第1項関係)

旧			新(R2.4.1以降)		
施設名	区分	使用料	施設名	区分	使用料
特別会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	円 1,540	特別会議室	1時間につき	円 1,070
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,850			
第1会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,440	第1会議室	1時間につき	1,040
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,650			
第2会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,030	第2会議室	1時間につき	730
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,230			
第3会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	620	第3会議室	1時間につき	460
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	720			
第4会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	930	第4会議室	1時間につき	1,050
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,130			
第5会議室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,030	第5会議室	1時間につき	670
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,230			
第1研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,650	第1研修室	1時間につき	2,070
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,950			
第2研修室	午前9時から午後5時まで 1時間につき	1,340	第2研修室	1時間につき	1,650
	午後5時から午後10時まで 1時間につき	1,540			
上記以外の施設 (指定管理者が必要と認める場合に 限る。)	1平方メートル 1時間につき	10	交流サロン	1時間につき	1,150
			上記以外の施設 (指定管理者が必要と認める場合に 限る。)	1平方メートル 1時間につき	10